

東京都立図書館協議会 第31期第6回定例会議事録

令和7年1月15日（水）
オンライン開催（都立中央図書館4階第3研修室）
午前10時00分～午前11時59分

出席者名簿

委員

坂本真樹委員 新保史生委員
寺田麻佑委員 野末俊比古委員
野村敦子委員 松本直樹委員
村井麻衣子委員 山田麗奈委員
吉澤健仁委員

(欠席者)

松永今日子委員
小黒仁史委員
松永透委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長 資料管理課長 情報サービス課長
地域教育支援部社会教育施設調整担当課長

事務局

企画経営課課長代理 企画経営課企画経営総括担当

配布資料

- 資料1 第31期東京都立図書館協議会提言案
- 資料2 第31期東京都立図書館協議会について
- 資料3 第31期協議会協議スケジュール案
- 資料4 令和5年度東京都立図書館自己評価

東京都立図書館協議会第31期第6回定例会

令和7年1月15日（水）

午前10時00分開会

【企画経営課長】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、第31期第6回東京都立図書館協議会を開会いたします。

私は、本日司会進行を務めます、都立中央図書館管理部企画経営課長の白濱でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、配付資料の確認、情報公開、本日の次第等についてご説明いたします。

配付資料につきましては事前に事務局から次第の「配付資料」に掲載している資料をお送りしております。不足等がございましたら事務局から送付いたしますので、チャットにご記入ください。

本日は、小黒委員、松永今日子委員、松永透委員がご欠席です。本協議会は委員の半数以上の出席をもって成立となりますため、定足数を満たしており、会は成立しております。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。

また、本日の会につきまして、記録のためMicrosoft Teamsのレコーディング機能で録画等をしております。

本日の傍聴者は1名でございます。

それでは、本日の流れについてご説明いたします。次第をご覧ください。

本日は、議事として2点予定しています。

1点目は、第31期東京都立図書館協議会提言案についてご確認いただき、ご協議いただく予定となっております。

2点目は、令和5年度東京都立図書館自己評価について事務局より報告し、ご意見をいただくこととなっております。

これからの議事進行につきましては、野末議長にお願いいたします。

【野末議長】 皆さん、おはようございます。本年もよろしくお願ひいたします。

大学は卒論の発表会とか、まだ審査も終わってないので、全然年が明けた気がしないのですが、1月も既に半分終わっているということで、なかなかときどきしておりますが、この

協議会の今期の提言もまとめていく時期に来たということで、改めてよろしく願いいたします。

今日は、会場は私と松本副議長とあと2名の委員ということで、だんだん寂しくなっているので、次回、最終回誰もいないのではないかという気がしますが、逆に言えば、オンラインだからお忙しい皆さんがご参加いただけるということで、そのように受け止めております。

では、早速、進めてまいりたいと思います。今、説明がありましたように、提言案について検討するということですね。後半というか、後ろ3分の1ぐらいで自己評価について扱うということで、2本立てでございます。

まず、改めて今日は提言案の確認なので、資料2にありますように今期、私たちの31期の協議会としては何をやっているかということ念のため確認したいと思います。

前の30期において、都立図書館DXを推進していくという方向性が示されました。そこで、今回は、推進していくための課題があるのではないかと、その課題について各委員からご報告をいただいて、それに応じて質疑応答、意見交換をしていく中で、その課題と、それから解決の方策というか、方向性についても考えていこうということになっていました。

各委員からご専門の分野についてご報告をいただいて、それを受けて質疑応答をして、図書館としての課題、都立としての課題にちょっとずつ絞り込んでいくというスタイルを取りました。

今回の提言のまとめ方としては、皆さんにご報告いただいたものと、質疑応答、意見交換したものを取り込んだ形でまとめるということで進めてきたところであります。

資料3をご覧くださいと、あらかじめこの後のスケジュールを、事務局から後ほどありますけれども、私からもご説明させていただきます。

最後のほうに、委員の皆さんには冬休みの宿題が届きまして、しかも割とぎりぎりだったので申し訳なかったと思っております。スケジュールにありますように、期によってはワーキンググループをつくってそこで作業をするということがあったのですが、今期はワーキンググループ形式は採らずに、「※」にありますように「必要に応じて提言とりまとめのための資料調整を行う場」ということで、メールベースですけれども、委員の皆さんに確認いただいて、ご意見をいただいたということです。

今日は第6回ということで提言案の確認をしていくわけですが、その後も「必要に応じて提言とりまとめのための資料調整を行う場」とありますが、基本的にはメールベースでご確

認いただくことを考えております。少なくとも1往復半、今日ご意見をいただいたものでは最終案のようなものをつくって、それをご確認いただく。それについてコメント、意見があればお寄せいただいて、最終稿をお送りするという形になります。それをおおむね2月いっぱいにはやって、3月は手交する、お手渡しするというスケジュールです。ここまでよろしいですかね。ありがとうございます。

では、ちょっと戻りまして、今日は資料1、提言案ということですが、まず12月にお送りしたものがどうできたかという話です。改めてそこを確認しておきますと、第Ⅱ章は、各委員に報告いただいた内容を事務局にて取りまとめていただいたものになっています。第Ⅲ章、Ⅳ章は、主に質疑応答、意見交換をテーマごとに少し整理して、事務局で議事録を整理していただいたわけですが、それを基に私が前回こんな項目でまとめたらいいのではないかということをお場でご報告して、それを文章化したものになっています。したがって、特にⅢ章、Ⅳ章は質疑応答で、どなたかがお話ししたことが中心になっているということです。若干、加筆、修正が行われていますけれども、基本的にはこの場でお話しいただいたこと、やり取りがあったことを、テーマ、項目、トピックごとにまとめたものだと思います。そのようなものをお送りしたので、メモ書きもそのままお送りしたので、「何だろう、これは」ということがあったかもしれませんが、その点をご容赦いただければと思います。

今日のこの後の進め方ですが、表現、文言のレベルはまだこれから調整をしますもので、それについて今回はあまり深入りしないで、内容というか、項目レベル、「こういう事柄は入れたほうがいいんじゃないか」とか「削ったほうがいいんじゃないか」というところを今回は確認していただくということです。表現や文言を調整したものを次回メールで見えていただいて、確認いただいて、確定させたものを次回最終の定例会の場で図書館側にお返しするということになります。

ということで、今日が一応内容レベルではほぼ最後になりますので、内容的に、項目的に、事柄として「こういうことを入れたらいいんじゃないか」「入れないほうがいいんじゃないか」「この内容はどうなんだ」ということをご確認いただくということです。

今日の提言案ですが、お配りした資料は、Ⅱ章は基本にご報告いただいた先生方からコメントいただいたものは反映させてあります。ここはそれぞれのご報告を尊重するというので、コメントがありましたところは修正したものを載せております。

Ⅲ章、Ⅳ章は、いわゆる見え消しの形です。12月にお送りしたものをこう直したらいい

のではないかとコメントをいただいたところ、修正案をいただいたところは見え消しの修正と、それからコメントを付してありますというつくりになっています。

というわけで、今日は冒頭から確認しながらご意見をいただいていくことにしようと思います。よろしいでしょうか。では、進めてまいりましょう。

前置きが長くなりましたが、冒頭からです。

まず、実は表紙のタイトルも考えなければいけないので、これについても後ほど全体を見た後に、どういう表題がいいかということもご意見をいただければと思います。今は「(仮)」になっていますけれども、もともとの諮問、我々の協議会のテーマをそのまま載せてあるということです。これでももちろんいいと思いますけれども。

では、進めてまいります。まず、第Ⅰ章です。

第Ⅰ章は、1として「検討の背景」ということで、ここまでの経緯が書かれています。前の期、実は前の前の29期からですけれども、前の前の29期、それから前の30期を受けて、今回DXをめぐる課題と解決の方策、方向性を検討していますということが書かれています。ここはよろしいでしょうかね。何かあったら、いつでもご発言ください。

2番目は、国や東京都のDXに関する動向です。ここはちゃんと踏まえていますよ、確認していますよということで、「デジタル田園都市国家構想」とか東京の『未来の東京』戦略とか、そういったものに触れつつ、最近こういうことが図書館に関わるところで行われていますということ、最後のほうは図書館の実行プランも書かれているというところ。これは事務局として抜け漏れがなければ、あるいは委員の皆さんのほうでこれも入れといたほうがいいのではないかとすることがあればお知らせいただければと思います。ここは事実関係ですので、後で追加でも大丈夫だと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3番目は「協議の留意点」になっていますけれども、どのように検討を進めて、この提言案がどのようにできたかということが書かれているということです。

報告をいただいて、それについて質疑応答を行って、それを今回取りまとめていますということになっています。そこまではっきりは書いてないですけれども。

「留意点」というよりも、「まとめ方」とか、そんな感じですかね。表現はちょっと工夫しましょうか。「協議の進め方」とか、何かそんな感じかなと思いますけれども、その辺りは表現の問題なので。

それでは、第Ⅱ章です。まだタイトルがついておりませんが、各委員の皆様からのご報告

の要旨、ポイントをまとめていますということです。

まず、1番目が「自治体DXに関する動向等」になっています。これはご確認いただいていると思いますけれども。

【野村委員】 こちらでお願いしたいと思うのですけれども、1つだけ。

6ページ目の掲載されている図表だけ、少し取り替えたいと思っております。また、それはご連絡させていただきます。

【野末議長】 もちろんです。

ほかの委員からも、もう少しここは強調したほうがいいのではないかとかがあれば、今おっしゃっていただければ大丈夫ですけれども。大丈夫ですかね。丁寧に確認していただいております。

今ふと思ったのですけれども、これカラーで印刷されるのですか。白黒ですか。

【事務局】 印刷は白黒です。

【野末議長】 印刷は白黒になる。ウェブで出るときはカラーでいけるということだそうです。

【野村委員】 分かりました。それも含めて。

【野末議長】 時々、グレーにしてしまうと区別がつかないようなものがあります。これは多分大丈夫だと思いますけれども。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2番目のところが坂本委員から報告のあった、人工知能（AI）に関する動向等ということで、ここも坂本委員にご確認いただいていると思いますけれども、何か加筆、修正等ありますか。

【坂本委員】 前見ているもので、見た限りは大丈夫だったと思います。今また見て確認しますが、大丈夫です。

【野末議長】 何かお気づきの点があったら、ここは報告内容ですので事後でも大丈夫です。

何かこうやって見ていくと、改めて勉強になりますね。

ほかの委員からもこの部分、IIについて、改めて何かコメントがあれば。よろしいですか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、11ページの3「著作権法関連」。このタイトルでいいかどうか微妙なところがある気が少ししますが、村井委員からご報告いただいた著作権のところです。

まず村井委員、いかがでしょうか。こんな内容で、報告、提言、過不足ないですか。

【村井委員】 取りまとめいただいてありがとうございます。少し加筆させていただいた部分があるのですが、大丈夫です。

【野末議長】 大丈夫でしょうか。丁寧に見ていただいてありがとうございます。いただいたものを反映できていると思いますけれども。

ほかの委員からも、この点触れたほうがいいみたいなことがもしあれば教えていただければと思います。大丈夫そうでしょうか。ありがとうございます。

先を急いでいるわけではないので大丈夫ですが、このままずっと最後まで行っちゃったらすぐ終わってしまうのですけれども、多分、大丈夫だと思います。よろしいでしょうか。オンラインの皆さんもグッドマーク出していただいて、ありがとうございます。

では、4の「個人情報保護法関連」ですけれども、個人情報保護法のみかというところと微妙なところはあるかもしれませんが、見出しは考えるとして、ここは、寺田委員からのご報告と新保委員からのご報告の2つに分けています。この分け方でよいですか。4で1つにまとめて、両委員からの報告ということで。

寺田委員、新保委員、まとめ方としてはそれでいいですか。大丈夫ですか。

【新保委員】 お願いします。

【寺田委員】 割としっかりまとめていただいていると思います。大丈夫です。

【野末議長】 ありがとうございます。

次のページに行って、(2)として新保委員からのところですが、新保委員もここのご報告の内容について過不足等いかがでしょうか。

【新保委員】 既に確認させていただきましたので、こちらの内容で大丈夫です。

【野末議長】 丁寧に見ていただいてありがとうございます。

ほかの委員からもここに加筆、修正等、ご意見がありましたらと思いますが、よろしいですか。

では、II章は各委員からのご報告を取りまとめたもの、その分野の動向、課題の整理ということで掲載していくということにさせていただこうと思います。

24ページの5「他図書館等に関する動向等」ということですが、「等」が2つ重なるといかにも役所文書みたいになってしまうのですけれども、ほかに書きようがないので。

事例ということで幾つか、こんなものもあるよということで、報告あるいは質疑の中で出てきたものを、項目立てをして並べております。

ほかにももう少しこういうのを追加したほうがいいのかとかあれば、おっしゃっていただければ。ここは事実ベースで事例を挙げるところですので。場合によっては事後でも構いませんけれども、今もしありましたら。よろしいでしょうか。このぐらいの形で、こういうのは項目を挙げて概要2～3行で説明、紹介するというスタイルで参りたいと思います。

何か海外の事例がアしかないのが、若干気になりますね。

【野村委員】 そうですね。もしかしたら専門の先生方で、ヨーロッパですとか、それ以外の国の取組をご存じでしたら加えていただいたほうがいいのかと思います。

【野末議長】 そうですね。何でEUだけなのだということですね。

【松本副議長】 何かいいのがあればどうか。

【野村委員】 ぜひ。

【松本副議長】 加えさせていただきます。

【野末議長】 確かにそうですね。では、そうしましょうか。ありがとうございます。

では、Ⅱ章はこのような形でよろしいでしょうか。事実ベースでやりますので、もし追加ありましたら、早めにお知らせいただければここは付け加えられると思います。

Ⅲ章は見え消しとコメントつきのものになっております。皆さんにお届けが遅れたにもかかわらず、冬休みに丁寧に見ていただいて感謝をしております。ここは少し丁寧に、段落ごとぐらいにざっと追っていきたいと思いますので、お付き合いください。

冒頭のところは、Ⅲ章の位置づけについて述べています。

質疑応答、意見交換のやり取りが多かったのは、AIと個人情報・プライバシーの話と自治体DXの話なので、その3点を以下に、特に項目立てしてやっていますけれども、これ以外が大事ではないわけでは決していないので、冒頭のところ、今コメントがついていますけれども、ほかにも論点はありますということですが、特に意見、やり取りが多かった3点を中心に以下では、ここでは見ていきますということを少し断っておいたほうがいいのかというのがコメントの趣旨でございます。そのような内容でここは少し加筆をするということでもよろしいでしょうか。

どんどんおっしゃってください。ざっと説明していきますので、いつでも発言いただければと思います。

何かこういう作業をしていると、学生の卒論の添削しているみたいな気分になってくるのですけれども、行きましょう。

1番はA Iのお話でございます。ざっと目を通しながらご確認いただければと思います。まず、A Iが我々の身近なものになってきているというのが第1段落目。

第2段落目は、生成A Iについて少し述べられています。ここでのやり取りも生成A Iの話が割と時間を割いていたので、生成A Iの話から入っています。生成A Iは「図書館において広く導入されるには至っていない」というところで、具体的にはこういう例もある、山中湖の例等があるのだけれどもということです。

その2段落目の最後にある久喜市の図書館で、TRCとか京セラが実証実験を一応始めているので、事実関係としてこの時点ではそういうものもありますということは書き加えてもいいぐらいかなと思います。

ここについては、冒頭の「現時点では、図書館において広く導入されるには至っていない」というところで、なぜ至ってないのかということと、生成A Iでどこまではできて、どこから先はできていないのかみたくないことを少し書き加えたほうがいいのかという意見、コメントを図書館の中からもいただいているので、これについてはどうでしょうか。

【松本副議長】 もしあれば。

【野末議長】 そうですね。報告書として見たときに、これは都立にももちろんお返しするわけですが、冒頭の「図書館において広く導入されるには至っていない」というやり取りを我々はした、その背景、理由、なぜそうなのか、なぜまだ導入に至っていないのかということと、どこまではやっていて、どこまではやっていないのかということが少し補足できればいいのではないかという意見があったので、そこは先生方がいかがでしょうか。もしお考えがあれば。出てきたばかりだからというのが多分最も大きな理由だと思いますけれども。どうでしょうか。雑談ベースでも全然構わないですが。

松本先生、まだそんなに聞かないですよ。積極的にどんどん入れていきますというのは、図書館の世界ではあまり聞かないですね。

【松本副議長】 そうですね。2年前にIFLAの大会があって、あそこでこの問題がすごく話題になっていました。

私の関係しているIFLAの部会でも、次回の大会でこういう生成A Iと図書館情報学教育の在り方みたいなことを取り上げようとなっているのですけれども、技術の進歩が速過ぎるということと、あと図書館はそんなに突然変わるわけにもいかないと思うので、そのことと、あと事例の共有を今始めているというところ。そういったことで、はっきりとした方向性というのはなかなか出てきていないという感じですかね。そんな印象があります。

【野末議長】 ほかの先生方、印象のようなものでも構わないですけれども。

【坂本委員】 ちょうど1月7日からアメリカのラスベガスで「CES」という最先端技術の展示会があったので行ってきたのですけれども、こういう取組に関わるようなプロダクトとかサービスがあるかなと思って見ていましたけれども、ないのです。なので、そういった意味でも、ないといいますか、ないので、何か最先端のことをここで提案できると世界的にもインパクトがあるかなと思っていました。

ということで、ないということを書くのも何ですが、「実はこんながありましたよ」と言えればいいのかもわからないのですけれども、基本的には会話とかを議事録化とか共有化とか、そういった技術とかになってくるものが多かったので、図書館は、会話はあまりベースにはなっていないと思うのですけれども、強いていえば推薦はかなり進化しているかなという感じで、例えば入り口に行ったときに、普通にアバターに聞くと優しく返してくれる、何でも答えてくれるみたいなものは本当に現実的になるかなと思います。図書館の入り口のところにそういう人、アバターがいて、お話しするというのを導入することはきっと可能だろうなと思いました。

【野末議長】 ありがとうございます。確かに図書館への応用は国際的に見てもなかなか事例はないのだろうなと思いますけれども、図書館の入り口にアバターがいるのは面白いですね。

【坂本委員】 それもあるし、あともう1つ話していて思い出したのですけれども、「CES」で私が一番感動したのはメタバースがすごく進化していて、前もハリーポッターの世界みたいなものを図書館の中で体験できるようにしたら面白いし、居心地がよくて、子どもたちが集まってきてくれたりするのではないかというお話をしたと思うのですけれども、そういうことはきっと可能ですし、メタクエストとかああいうVR眼鏡みたいなのは若い子たちは好きなので、かけながら図書館にいるというのはあるのかもしれないですね。

メタクエストみたいなもので自分の好きな環境を感じながら、リアルに触れる。触れるものの、触覚系のものが少なかったので、リアルな図書館との融合というか、リアルな図書館のよさというのは本当にちゃんと手に持てる本があって、紙のにおいがしてというのを感じながら、視覚的にはいろいろそういうふうにはできるし、あとは聴覚を支援するようなAmazonとかの眼鏡がすごく進化していて、誰も周りの人には聞こえないのですけれども、かけると自分にだけすごく臨場感で音が聞こえるのですね。

図書館は基本静寂が必要だと思うのですけれども、例えば目が見えない方とかでも、それ

で読み上げてくれたりとかするようなこともきっと導入ができるかなと思ひまして、今急にですが、そんなことも思ひました。

以上です。

【野末議長】 ありがとうございます。いろいろな可能性があるよということは記しておいたほうがいいと思ひます。メタバースといえば、名古屋市立かな、たしかメタバース図書館とかとやっていますけれども、これは後ろには書いてあったような気がします。

ただ、図書館の世界で、今、坂本先生の話をもつて思つたのですけれども、事例がないとみんな二の足を踏むというところがあつて、どこかがこういう事例を出して実践すると「それでいいんだ」ということで、だんだんほかを参考にサービスを展開していくことはよく見られるので、そういう点では都立が先駆的な実践をちょっとやってみるみたいなことは大いにあり得るかなと思ひます。ありがとうございます。

せっかくですので、ほかにいかがでしょうか。確かに技術の進歩が速すぎるのと、まだ事例がないのと、それからどこにどう取り込んでいくかというのがなかなか難しいというのは確かにありそうですけれども、今おっしゃつたようにメタバース的なものを使うとか、VR、ARを使うとか、それから最初のインフォメーションの辺りの相談に使うとか、最近だと検索のときに生成AIを使って検索式を組むということもありますけれども、その辺りですかね。

どうですか。それで加筆していくことで、事務局的にも大丈夫ですか。もうちょっとここは手厚く。難しいですよ。これを出した頃には、実はもっと実際に進んでいるということが、2～3か月するとあるかもしれないので、あくまでも現状ではこうですということで。今いただいたところも、ここか少し先か分かりませんが、ちょっと書き足していくことにできればと思ひます。ありがとうございます。

では、その次の段落、生成AIを利用する際の課題の話です。「フェイクを含めた不確かな情報」云々、最近よく話題になっている偽情報、誤情報の話とか、この辺りも触れていません。

それから、次の段落は生成AIではないAIの活用の話をしてしています。これは私が関わつたものですが、横浜市立だと蔵書の探索にAIを使ったシステムが実働して1年になります。今日、15日ですか。導入されたのは、ちょうど1年前ですね。多分これが日本で初めての事例なので、導入されて1年になるということです。今も少しずつ増えていますので、これは多分広がっていくだろうと思ひます。生成AIを使っているわけではないです

けれども、ただそのうち生成AIにプロンプトで投げて、それを検索式に使うということは早晚行われるのではないかと考えています。

それから、コメントいただきました右は海外の事例だと思います。これも補足的に、海外だとかこういうのがありますということをつけ加えたらいいのではないかと、コメントの「参考まで」というところですが、これもつけ加えていく形でよろしいですかね。ありがとうございます。

その次の段落が課題です。図書館の価値を高める方向でやっていくべきだということですが、すけれども。あとはリテラシーの話であるとか、ここも我々議論しましたので。最近「プロンプトリテラシー」などという言葉もあって、本まで出ている状況ですが、この辺りリテラシーの問題とか、コストの問題とか、幾つかここで出た事柄を課題、論点として挙げているということです。あとは「独自開発」云々みたいな話も、その次の段落に追記しております。

この辺り、よろしいでしょうか。AIをめぐる課題については、我々の中で議論したことについては漏れなく入っているかなと思います。少し詳しく説明するべきだということがあれば、加筆いたしますのでおっしゃってください。ここについては事後でも結構です。少し丁寧に説明するという、補足は大丈夫です。

それから、最後の段落はなかなか我々も先を見据えている話になって、IntelligenceでなくてIntuitionとか、これからAI自体の方向性も変わっていくのではないかと、最後に触れているということです。物理空間と実空間と情報空間との連合、連結、融合みたいな話は最近話題になっていますので、ここもきちんと触れられていて、具体的に何をするのかということはもちろん課題ですが、方向性としては少し先んじたものになっているかなと思います。

AIについて以上ですが、いかがでしょうか。特に事項として、事柄として加筆すべきもの、あるいは削るべきものとか、表現を替えるべきものがあれば、よろしいでしょうか。

こんなにスムーズに行くと、事務局がそんなにスムーズに行っているのかという空気になっていますけれども、大丈夫でしょうか。後で行ったり戻ったりは大丈夫ですので。

では、2番に参りたいと思います。一応見出しを「個人情報・プライバシー」にしていますが、もっとこういう見出しがいいのではないかと、ことがあればお知らせください。そして、いただいたコメントを見え消しで、今ここを反映しております。

【坂本委員】 戻ってしまって申し訳ないですけども、人工知能のところも私いろいろ消したり何たりした気がするのです。それは見え消しになってなかった気もするのですが、大分前の議事録的なきに直したから、ここでは、この書類をつくったときにさらには加筆してないからというだけですか。

【野末議長】 事務局に聞いてみます。どうでしょう。

【事務局】 後で確認します。

【野末議長】 後で確認しますということでした。

【坂本委員】 この辺りを読んでいた限りでは直っていたというか、気にならなかったのできっとそうなのかなと思いつつ、念のためにご確認ください。

【野末議長】 今回、12月にお送りしたものは直接直してないですよ。だから、その前の段階ですかね。

【坂本委員】 そうですね。多分その前の議事録的なきには、結構これは消してくださいとか、パワーポイントとかもこれはそのまま……とか消していただいたりした気が、記憶があまりはっきりではないのですが、気がして、でも、今拝見したときは、特にこんなにごいっばい見え消しになってなかったの、どうだったかなみたいところで。

【野末議長】 もし気づいたことがありましたら、後でも文言レベルであれば。

【坂本委員】 改めてもう1回見てみます。ありがとうございます。

【野末議長】 大丈夫ですので。ありがとうございます。

では、また戻りましょうか。

その次の「個人情報・プライバシー」のところ。見え消しで修正をしています。まず、ここは個人情報保護というより情報ないしデータの利用の話になっています。平たく言うと、我々の議論の中では、何でもかんでも図書館としては個人情報一切駄目という形だったので、そうではなくて、利用者のためであれば使えるものは使っていったほうがいいのではないかと、ここでの議論の基本的なトーンだったと思います。そうした内容が冒頭のところに書かれているということです。

見え消しのところも含めて、まず1段落目辺り、いかがでしょうか。

【松本副議長】 4行目以降で、「例えば都内図書館相互でも」ということで、匿名加工情報を利用することを提案するとなっております。これは、例えば書店とかにも非常に有益な情報になるという気はするのです。利用者が何を借りているとか、そうしたことをある

程度推測するようなことはできるとは思うのですが、1つ気になるのは、都立はそもそも個人情報情報をほとんど持っていないということです。貸出をしていませんから、そういう意味では、持っていない都立が個々の自治体に「ぜひ行政機関等匿名加工情報をみんなで共有しましょう」と提案したとしても、踏み込み過ぎではないかなという気がしたところです。このところは意味のあることではあると思うのですがけれども、なかなか実現性というか、そういったことは難しいのかなということを感じました。

また、このところは基本的には課題を書くところなので、ここまで提案しなくてもいいのかなという印象もいたしました。

【野末議長】 そうですね。いかがでしょうか、皆さん。

基本的には、たしか課題を書くところなのでよね。

【新保委員】 この部分はほとんど全面的に書き直させていただきました。今ご指摘いただいたとおり、当初もう一步引いて課題というか、本当に今回都立図書館の提言ということなので、提言としてある意味で非の打ちどころがないように、全く問題がないようにと考えて、一度かなり大幅に、ある意味で若干消極的な内容で修正をさせていただきました。

ただ、今回せっかくなので、こういう提言で提案をするという方向がよいのではないかとということで、もう一度当初削除したところも復活させてかなり、一步踏み出したDX推進のための提案という、末尾にはスマートシティ、図書館が知の拠点になると、ふといいフレーズを思いついたので、スマートシティにもかなり踏み込んで書かせていただきました。ここは今日、各委員の皆様のご意見も伺って、方向はどちらがよいかを一度きっちりとご確認いただいたほうがいいかなと思います。

今まさにご指摘いただいたご意見のとおり、私も1回目の修正のときには、一步引いておいたほうがいいかなというところがあって、特に匿名加工情報は1回消して、今追加の文章をここにあって入れたのは、「図書館サービスを向上させるために匿名加工情報を利用する提案による提供」というのは、実は一見、読むと、単にそういう提案があつて提供すると読める文章にはしてあるのですがけれども、行政機関等匿名加工情報というのは都立図書館とか行政機関、自治体の実施機関側が自分の判断でつくることはできないのですね。民間企業などの提案によって、匿名加工情報を利用する提案により提供することができるという手続が定められているにすぎませんので。

これは普通に日本語として読むと、そういう提案があつたら提供できるのかなと読めるのですがけれども、法律の解釈としては、行政機関等匿名加工情報については、民間の事業者

などの提案があつて初めて提供ができるという位置づけになっています。ですからその内容というか、その解釈を理解している方は「これは行政機関等匿名加工情報の提案がなされたら提供できるのですね」と読める文章にはしてあります。

これはどういうことかという、実現可能性という問題からすると、民間企業が都立図書館に「匿名加工情報活用してこういうことをやりたい」という提案は、今のところは残念ながら多分ないと思います。実際にどのような情報を匿名加工すると有用かということは、残念ながら今の段階では。

ですから、ここはあくまで課題なので、「こういう仕組みはあるけれども、実現性は実際に低いので書いておく」というのが1つ。「いや、この点については今後の課題として、ここまで踏み込んで書く必要はない」という方向にするのかは、今日せつかくですのでご議論をいただいて、最終的な書きぶりを考えるほうがいいかなと思います。

【野末議長】 ありがとうございます。理屈ではあり得るけれども、現実的にはあり得ない、あり得ないと言ったら言い過ぎですけども。

ちょっと整理しましょうか。まず松本委員からあつたのが、要するに都立はほとんど持っていないのに、市町村に呼びかけて実効性があるかというお話ですね。

それから、新保委員からあつたように、実際に自治体側が自由につくるものではなくて、事業者から提案があつたものに対応するものなので、そういう点でも図書館にいろいろなところが「匿名加工情報を」と言って、どんどん提案してくるともなかなか思えないという話だと思います。どちらも理屈の上ではあり得るけれどもということですね。

そうすると、ここでどこまで書くかということですか。どうでしょうか。ほかの委員からご意見がありましたらお受けしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

【松本副議長】 今、新保委員がおっしゃったことで言うと、私の理解だと2段階あるのかなという気がしました。行政機関等匿名加工情報の提案を待ちますよということをメッセージとして伝えるような書きぶりにするということと、それから都内の基礎自治体の図書館に対してもそうしたことを連携協力してやろうという2つある気がしたのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【新保委員】 「提案により提供」の「提案」とは一体何だと言われると、この図書館の今回の提言書の提案にも読めるようなニュアンスにはなっていますが、一応法律上の立付けとしては、民間の事業者が提案をして、それでできるという仕組みがありますよということ、ある意味で周知するというか。

実際に分かっている事業者はこの「提案」という用語にはびんと反応しますので、図書館というか、都立図書館もいよいよこの提案待っているのかなと、あえてここにかぎ括弧をつけるという方法もあるかなとちょっと思ったのですけれども、それはメッセージ性が強くなってしまいますので、そういう意味で、まさにこういう提案ができるということもちゃんとこちらとしても認識はしていますということを確認する上では、こういう書きぶりいいかなというところ。

もう1つの基礎自治体の「都内図書館相互でも」ということは、逆に今読んでみるとどうですかね。ここを入れると。ここは限定解釈、限定にしている、範囲を狭める記述に結果的になっているので、「都内図書館相互」に別に限定せずに、単に「図書館サービスを向上させるために匿名加工情報を利用する提案により提供することもできるため、都内における利用者の動向分析などに活用することも考えられる」と。確かに、例えば「都内図書館相互でも」は逆に消したほうが可能性を広げる記述になるなど、今ちょっと思いましたので。ここは逆に「都内図書館相互」に限定せずに、事業者から、それこそ図書館流通センターから何か提案があれば、こういう提案でできますねというような、例えばそういうふうな受け止めていただけると提言としてはよいのかなと思いました。

【松本副議長】 私もおっしゃっていただいた方向性のほうがいいのかなと思いました。

【野末議長】 確かに、松本先生の最初の疑問はこれを削除すれば解消されますよね。ただ、行政機関等匿名加工情報について認識はしていますよ、課題としては認識していますということは書いておいたほうがいいですよ。どうですか。全くカットではなくて。それはいいですよ。

【松本副議長】 はい。

【野末議長】 例えば「都内図書館相互でも」は消して、もうちょっと一般的に図書館ではというふうに読めるようにするということですかね。そうすると都立が主語になるのは、「都立図書館としては」のところからですね。ほかは図書館一般の話で、一般論ですと、それを認識していますと。都立図書館としては、こういうことも含めて少し検討し始められるところだと。考えられ始めるところにはいるねということで、どうするかはこれから考えなければいけないわけですが、まさに課題ですねぐらいの、少しトーンを下げた感じになりますけれども、いいですかね。よろしいでしょうか。

【新保委員】 今の主語の次の段階の、都立図書館ではという意図は、これまで自治体と

あと行政機関、独立行政法人等については、学術研究目的の適用除外がなかったのです。なかったということは特に何も制限がなかったので、今まで何も問題はなかったのですけれども、個人情報保護法が改正されたことで学術研究目的での一律の適用除外が撤廃されました。そうすると実際はあまり支障がないのですが、それを逆手に取るというのはあれですけれども、逆にそこを都立図書館としては学術研究目的での利活用ということ、この法改正によってその部分適用除外がなくなりましたけれども、この点については十分認識した上で積極的にその部分も進めることができますという、これは改正個人情報保護法を理解している方だと、そこまでちゃんと考えて学術研究目的の、これはあえて「研究」と書きませんで、「学術目的」と広く取って、「学術目的での利活用」という。

ですから、ここであえて「学術目的」と言った理由は2つあって、1つは改正個人情報保護法に基づく適用除外はなくなったけれども、ちゃんとこれは学術研究目的で使えるので、そこはきちんとできるようにしていますということと、もう1つ、いわゆる事業のマーケティング目的でもいいのですけれども、民間利用といってもどういう利用かは実際よく分からない部分もあるので、そういう民間事業者の営利目的、これの対極の営利目的での利活用というところについてはあえて書いてないと。そこは読んでいる人が全く読めないというか、分からない部分なので、これはこの検討委員会の中での認識として、そういうニュアンスですということ、理解していただければよいと思いますけれども。

つまり、ここでは図書館サービスの向上はもとより、事業者の営利目的や学術目的とは言っていない。学術目的のみに焦点を当てていますという趣旨が一応ありますので、そこは学術目的、逆に言うと積極的に進めてもいいのかなと思っていますところです。

【野末議長】 ありがとうございます。皆さん、これはこのまま生かす感じがよろしいですよ。我々、認識を共有したということで。ありがとうございます。では、ここは今の修正を加えて、あとは表現をちょっと整えてという形で行きましょう。

その次とその次の段落は、図書館界ではこれまでかなり、はれものに触るといってあまりよくないですけども、なるべく触れないようにしてきたところですが、とはいえ適正に使うことは大事ではないでしょうかという認識を示しているところだと思います。

この次の段落及び「しかしながら」の段落辺り、いかがですか。

【松本副議長】 「しかしながら」の段落ですけども、この3行目から4行目「いわば個人情報の保護とプライバシーの保護とをより明確に区分しつつ、法令を遵守することを当然の前提としたうえで」と書いてあります。これは新保先生にもお伺いしたい気もするの

ですけれども、「個人情報の保護とプライバシーの保護とをより明確に区分しつつ、法令を遵守」と書いたときに、個人情報は守ると。だけれども、プライバシーはそこまで配慮しないよと読めるのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思いました。「区分しつつ」と書いたときにです。

【野末議長】　ここは個人情報とプライバシーを一緒にして、同じものみたいに扱われる風潮が何とかなく図書館界にはあるので、それはちょっと違うものですよということかな。

【新保委員】　まさにそこですよ。全てプライバシーに含めてしまって、個人情報を扱わないという。プライバシーと言っておけば取りあえず安心というところがあるので、そうすると結局「それ、プライバシーなのでということで情報使えませんよ」という。

ここは個人情報の保護というより、もしそのニュアンスを分けるのであれば、例えば「いわば」を取ってしまって「個人情報の適正な取扱いとプライバシーの保護」というふうに書くと、個人情報は適正な取扱いで、逆にちゃんと利用履歴、貸出履歴のデータとかも適正に。「適正な利用」とは言いませんから、適正な取扱いとプライバシー保護との両立ですよ。というふうに書いておくと、全部プライバシー保護で結局できませんということにはならないという意思表示はできるかなと。

ここは両方「保護」と書くと、ご指摘のとおり、個人情報も保護するけどプライバシーも保護して、どうやって区別するのかというのは確かに。そうすると個人情報は適正な取扱い、個人情報の適正な取扱いにしておくといいかなと思います。

【野末議長】　ありがとうございます。

松本さん、どうですか。

【松本副議長】　今、新保先生にご提案いただいたような書きぶりにしたときに、プライバシーもしっかり守るんだよというニュアンスは一応出るという理解でよろしいですか。新保先生のおっしゃる趣旨は理解しているのですけれども、何となくプライバシー軽視というふうにとられるのもちょっと心配なところがあるのでということなのですから。

【新保委員】　「区分」を取ってもいいかもしれないですね。「個人情報の適正な取扱いとプライバシーの保護を明確にしつつ」。そうですね。区分となると、どっちか取るのかなと。確かに「プライバシー保護を明確にしつつ」のほうが書きぶりとしては。そうするとどっちも、適正な取扱いもプライバシー保護も明確にしますというニュアンスでいいかもしれないですね。

【野末議長】 分かりました。では、そうでしょうか。個人情報も適切に取り扱うということと、それから両立ですよ。プライバシーの保護というものは違うものですよ。両立するものですよということを、ここでは訴えるという感じですかね。ありがとうございます。

ほかにありませんか。利用履歴のところはいいですか。

【松本副議長】 今のところのちょっと前に「いわゆる利用履歴データの利用」と書いてあるのですが、その前の段落だと「貸出履歴」と書いてあって、この業界だと結構細かく分けて書いたりするので、ここはどこまで含むのかなというのが気になりました。「利用履歴データ」と言ったときに、図書館の利用とか、いろいろなデータが含まれると思うので、そこら辺をどう使い分けたほうがいいのかというのは気になったところではありました。

【野末議長】 確かに、ここはちょっと言葉を整理したほうがいいですね。単に履歴データ、何でもかんでもとにかく履歴とか個人のデータを使わないというのはどうなのよということが、この文脈ですよ。その例として、いわゆる履歴データ、もっと広い概念のほうがいいのか。

【新保委員】 貸出記録と貸出履歴で用語を分けたことがあったのですが、結果的には貸出履歴と貸出記録は同じです。利用者に貸し出される資料に関する記録と履歴が貸出履歴と貸出記録で、図書館における様々な文書を確認しても結局どちらも同じなので。

1969年に書誌データのフォーマットの変更があって、そこからコンピューターのデータで記録される貸出記録を履歴と言っている部分もあって、だから、このマークですかね。貸出記録の図書館の機械化によって、データを履歴として書くようになっているので、ですから、それ以前のそれこそニューアーク式とかブラウン式とかの紙に書いていく、「耳をすませば」の世界の紙に書いていくときの記録は、あれは記録と言っていて、データになると履歴だと。

そうすると何が起きるかという、一応私が書いた、まさに松本先生に言っていた、全体の履歴を指すことになるのですよね。図書館システムの高度化によってOPACの検索履歴とか、パソコンの利用記録履歴とか、そこも含めると利用履歴になってしまうので、ここはどっちかな。貸出履歴だけにしておくのか、それともこういった後ろの部分の履歴も含めるのかというのは、かなり趣旨が違ってくる部分ですよ。

もう1つ、本当にぼやかすとすると、「各種履歴データ」と書いておくという方法はある

のですよね。そうするとこれは利用者もあれになるけれども、表現としてはあまり好きではないですけども、「各種履歴データ」となると、各種は多分各種いろいろあるのだろうなと。

【野末議長】　そうですね。だから、各種であればいろいろなものがあるけれども、それ全部駄目よというのはやり過ぎでしょうということになります。

【新保委員】　そうですね。

【野末議長】　そうでしょうか。それがいいかもしれないですね。図書館で使われている用語ではないほうがよさそうなので。

【新保委員】　そうですね。それと「いわゆる」も取ってしまったほうがいいので、単に「各種履歴データの利用をすべて回避」、何でも駄目というのは駄目よという書きぶりしておくのがいいかなと思いますので。

【野末議長】　そうしましょう。ありがとうございます。これでも図書館界としてはかなり踏み込んだ表現だと、個人的には感じますよね。全て駄目と思っている方も多いと思いますので。ありがとうございます。では、そのようにいたしましょう。

松本先生、大丈夫ですか。

【松本副議長】　大丈夫です。

【新保委員】　一応それと関連して「都民の財産である蔵書の適正な管理」と抽象的に書いていますが、実際には迷惑行為、図書館資料の汚損、毀損行為とか、要は蔵書管理で財産である蔵書を毀損する行為というのが本来の趣旨ですので。誰がこれ汚したのだということは今だと確認できない場合があるので、それを本来は確認できればよいのではないですかという趣旨ですが、そこは「迷惑行為とか汚損、毀損行為」と書いてしまうとかなりはっきりと対象が限られてしまうので、「都民の財産である蔵書」というふうにこちらも広く取っています。そのニュアンスはご理解いただければと思います。

【野末議長】　分かりました。ありがとうございます。ここはちょっと我々もニュアンスを共有しておきたいところだと思いますので。よろしいですかね。

では、次の段落に行きます。ここは新保委員に丁寧に見ていただいて。ここはレファレンスサービスで情報の活用をするということで、プライバシーの観点から抵抗があるのではないかという人もいるので、ちょっとトーンを落とすというか、感じで。今見え消しでお書きいただいたようにというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

我々がどこまで踏み込むのかが、なかなか難しくて。もちろん主語は都立ではなくて、こ

の提言をするのは協議会なので、我々が思っていますということを書くわけですが、よろしいでしょうか。

新保委員、ここは丁寧に見ていただいてありがとうございます。

【新保委員】 この趣旨を一応念のために確認しておく、ここがまさにプライバシーなのです。図書館の利用者にとって、レファレンスで「今、自分こういう本を探しているんだけど、ただ探し方がよく分からないので、どうしてもどういう資料があるか確認をしたい」と。

例えば学生のレポートとか研究とかであれば別に何も問題ないと思いますけれども、家庭で何か問題があって、その家庭の問題を解決するにはどういう情報があればいいのかとか、そういうかなりプライバシー性が高い相談などもあり得ると思います。ですから、ここについて当初、レファレンスでの利用者のやり取りの情報を単に活用するとなると、これは真正面からプライバシー保護の問題と向き合わなければならないので、ちょっと難しいかなと思ってここは1回削除させていただいたのですが、あえて利用者のニーズを把握する貴重な機会だという観点に置き換えて、そうするとプライバシー保護の観点からの取組を行うとともに、まさに先ほど書き替えたほうが良いという、個人情報の適正な取扱いにおいては本人同意が必要だけれども、という書きぶりにしています。

ですから、その内容については実はかなり踏み込んでいるとは思いますが、図書館利用者の情報を使うというよりも、ニーズを把握する上で貴重な機会なので、そこは図書館としても活用したほうが良いのではないかというニュアンスに替えています。

【野末議長】 ここは、プライバシーは保護しますということは前面に出ているので、こちらで行ければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして次のところで、電子図書館サービスのお話です。ここも見ていただいて、少し見え消しで修正案を提示しているところです。

何か補足の説明ございますか。大丈夫ですか。

【新保委員】 一応、もう1つ。個人情報保護法の3年ごとの見直しにおける論点として、民間部門と行政機関等における取扱いの義務について異なる部分があるので、そこは今回まだ差があるという点で、行政機関等においてはあくまで安全管理措置を講じなければならない義務しかないという。

どういうことかということ、委託先が漏えいしても、実は自治体の図書館は監督責任を負わないのです。民間部門だと、委託先が漏えいを起こすと、委託元の監督責任があるので責任

を負うのですけれども、ただ、ここについては「適切な安全管理措置を講じなければならぬ」と明確に追記しています。ですから、責任は負わないとはいえ、きちんと安全管理措置は適切に講じますという、これは確認までという文章になっています。

【野末議長】 ありがとうございます。非常に丁寧に、世に出ても大丈夫なように、きちんと押さえていただけて感謝しております。

次のところ、最後がスマートシティの話です。先ほど冒頭にもおっしゃっていただいたのですけれども、ここは皆さんに確認いただいたほうがよろしいですね。いかがでしょうか。この修正案というか、少し加えていただいたところをご確認いただいて。

【松本副議長】 スマートシティの1つ前の段落ですけれども、この下から2行目で「図書館（界）として一定の指針などが求められるところと思われる」と書かれています。この点について、日本図書館協会が「デジタルネットワーク環境における図書館利用者のプライバシー保護ガイドライン」というを出してはいると思います。そういう意味では、「図書館（界）として一定の指針」というのは、JLAとして一応ガイドラインは出しているところだと解釈できると思うので、この書きぶりとしては実践の積み重ねというか、それも新しくガイドラインが出てからそんなに長い時間はたっていないくて、図書館の自由みたいに事例を積み重ねているわけでもなく、そのことについて図書館界があまり熱心に取り組んでいないところもあるのかなという気はするので、事例の積み重ねとか実践の積み重ねということに、何か貢献できる部分があるのではないかと思ったのですけれども。

【野末議長】 そうすると、JLA（日図協）のがあるよということを記して、その上で事例、実践の積み重ねが求められるので、そこに貢献できるのではないかというような書きぶり。そうですね。

我々の議論の中で、一般論として方針を定めてやったほうがいいのではないかということだったと思うのですが、既にそのひな形とか、基になるものというか、土台になりそうなものがあるので、それを踏まえていこうという書きぶりにここはしたほうがよさそうですね。別に協会とけんかするわけではないので。

よろしいでしょうか。そこは既にあるものをちゃんと認識した上でということ、ここは書き改めたいと思います。ありがとうございます。1段落飛ばしてしまいましたね。失礼しました。

最後のところはスマートシティのお話ですが、コメントと本文のところを確認いただいて、いかがでしょうか。

【新保委員】 趣旨をお伝えしたいと思いますが、当初 I C タグとスマートフォン D X 活用で案として書かれていた部分です。タグは蔵書管理などで用いられているので、その活用はあり得ると思うのですが、スマホを書く、いわゆるプライバシー関係で意識が高い方は、図書館でスマホの位置情報を用いるのは適切ではないという反応を示される方もいると思いますので、当初の部分は削除がよいと思います。

一方で、I C タグとかスマートフォンなどを、この前の部分に「構造改革特区」とあえて書いてありますけれども、つまり現行の法令上ではかなり実現が難しい場合であったとしても、スマートシティなど、一部の限られた場所で全員から同意を取って、そのサービスを使うことに同意をしているのであれば特に問題はありません。

I C タグとスマートフォンの技術も活用するという、かなりチャレンジングな内容ではあるものの、それをスマートシティで実現できるという方向性を示して、そのスマートシティについても、「何で図書館がスマートシティですか」ということについては、このコメントでさらに追加していただいておりますけれども、最後のまとめとしては「知の拠点としての役割」という、ある意味で非常に壮大な図書館の今後の可能性を D X によって実現することができるのではないかと、かなりメッセージ性が高い文章の書きぶりになっています。I C タグとかスマホの活用は本当にチャレンジングな部分なので、その部分を踏まえつつ、それをスマートシティで実現して、図書館の壮大な今後の可能性をそこで見ることができるという趣旨になっています。

【野末議長】 ありがとうございます。ここまで書くかどうか、いかがでしょうか。特区なので、書こうと思えばいろいろなことが書けるわけですが、

【寺田委員】 今の新保先生のを書くというのは、とてもよいことではないかと思えます。ある程度、どのぐらい注目されるか分からないですが、可能性としてはこういうふうを書いていったほうがよいと思います。位置情報を利用するとか、そういうのではなくて、データを使って図書館の可能性を広げることを我々は認識しているのだみたいなことをここで示すことができるというのが大事だと思うので、私は新保先生の案にすごく賛成しております。よろしくをお願いします。

【野末議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【新保委員】 今の点、さすが寺田先生よく気づいていただいたというのが、「位置情報」という用語はあえて使わなかったのです。「位置情報」の用語を入れるとかなり厳しくなってしまうので、むしろスマホのアプリを使って、そこでリアルタイムでニーズを検知すると

か、そういう方向で。実はアプリを使うと、パーミッションの設定でオンにすると、位置情報も使えてしまうのですね。

ですから、ここはまさに寺田先生ご指摘のとおり、そこに気がつく方は多分ほとんどいないとは思いますが、実は議事録を毎回取っているのです、議事録のためにこういった発言も細かくさせていただいています。この趣旨は何かというのは、後で議事録を見ないと分からないので、議事録として残していただくには、このスマートフォンについては位置情報を取得することは当然できるので、ただ、その位置情報を使うことを前面に打ち出すとそれに過剰に反応する方がいて、「スマホの位置情報を使うこともプライバシーの観点からは許容できません」と。

この問題について不思議なのが、図書館で使うとプライバシー侵害と言いながら、皆さん日頃使っているSNSとか、ネットのサービスで全部使われていても何も文句言わないというこのギャップはちょっと。「みんな日頃ネットのサービスとかスマホで提供されているアプリで位置情報を普通に使っていますよね」「使っています」「図書館で使うのは何で駄目ですか」というのは、そこの裏にあるところなので、これは後で議事録を読むと、そういう趣旨で、ネットサービスで位置情報使われても誰も抵抗ないのに、図書館でちょっと使うとみんなプライバシー侵害だという意識は変えていかなければならないですねと。

アプリを使うと必然的に位置情報も使うかどうかいうことを選択できるので、そうすると利用者側が、都立図書館アプリをつくったとして、そのアプリで位置情報のパーミッションが出てきて使うのは嫌だという人は、別にそこでパーミッションの設定はオフにすると。それも別にほかのネットサービスと同じで、図書館もそこまで進んでいるのだからいいのではないですかということであれば、それはオンにして使っていただくということで、この趣旨というのは、あとは利用者のプライバシー感性というか、選択に委ねますということがこの背景にありますから、図書館としては提供できるプラットフォームは提供して、あとは利用者に判断はお任せしますという意味をここに背景としては込めています。

これは後で議事録を読めば分かるという部分で、この文章を読んでそこまで読める人は今気づいていただいた寺田先生ぐらいしかいないので、なかなか普通は気がついていただけないかなというところです。

【野末議長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。この内容でと私も思いますけれども。

公共ではないですけれども、大学だと桜美林大学の新宿キャンパスはたしか位置情報を

使ってやっているのですよね。図書館にこの時間、あなたこういうふうに、この場所にいましたよみたいなことを。アプリでたしか、もう7～8年前だと思います。7～8年はちょっと言い過ぎかな。5～6年前かなと思いますので、技術としてはあるし、大学ですけれども、やっているところはあることなので。それを公共でやるとプライバシーの問題とかが絡んでくるのですけれども、可能性はこういうのがあって、あくまでも利用者側の選択が前提となっているということであれば、このぐらい書いてもいいかなという気がします、よろしいですか。

ありがとうございます。では、ここの辺りは生かしていくということで、実際にこういうふうになっていく可能性もあるのではないかと個人的にも思います。ありがとうございます。

では、3の「自治体DX」に参りたいと思います。ここは自治体のDXをめぐるところです。

公共図書館も自治体ですので、実際に自治体としては理念と実態に乖離があるのではないかと、その課題を、まず1段落目、2段落目として入れています。

不寛容の話を我々議論しましたので、その不寛容の話を含めて、そこは、縷々課題を並べているところです。ただ、それぞれちょっとずつ言葉足らずなので、最後に書きましたけれども、もう少しここは言葉を補っていったほうがいいかなと。一つ一つの言葉だから説明がもう1段階ずつ要るかなと思いますので、ここはちょっと書き足していこうかなと思いますので、議事録から、質疑応答の中から拾っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

その次の「ところで」のところですか。ここから先は、少し先の方向性で、これもお話の中で出てきたところだと思いますので、そのことを記しています。ここもコメントをいただいて、サードプレイスのお話ありましたので、そこはぜひ付け加えたらいいのではないかと思います。むしろ強調してもいいぐらいですね。最近だと、図書館の世界でもサードプレイス論というのが非常に定着してきた感が個人的にはしていますし、「居場所としての図書館」「交流」「にぎわい」等々の言葉でここは論じられているところです。いただいた事例も踏まえながら、ここは書き足していくのがいいのではないかと思います、よろしいですかね。ありがとうございます。

最後のところは、都立は間接サービスですので、市町村とは少し違う役割を果たすというところも課題として認識していますということを記しているところです。よろしいでしょうか。

では、次に参りましょう。以上のところで3つの論点で、課題ですね。今後こういったことをやったほうがいいのかというところを含めた課題になっていますけれども、最後のIV章は「課題解決の方向性」。最初「方策」ということだったのですけれども、そこまで具体化しないで、こういう方向があり得るのではないかとということで、書き方が難しいところはあったのですが。「攻め」のところではいろいろな事例があります、都立でもいろいろやっていますというのが冒頭のところです。ここはよろしいでしょうか。

次のところで、「守り」も大事ですねということが書かれています。

これは段落がつながるのですけれども、まず課題解決に当たって考えるべきところということで、DXの要素を並べています。ここは私が報告をしたところなので、もうちょっと説明があったほうが良いと思います。「第一に」からの段落については少し書き加えて、誤解がないようにしようと思います。

そこから先、5つの軸にまとめておりますが、いかがでしょうか。

第一はDX推進の姿勢の話。それから、場を活用した話。それから、第三が個人情報利用の話。第四が著作権法、著作物活用のお話。第五が組織というか、内部の話というふうに記しているところです。第四のところは少し確認いただいて、修正案をいただいているところでございます。

ここは、どちらかという細かい話よりも、こういう内容を5点にまとめて、ここに出てきたご意見を取りまとめているのですが、よろしいでしょうかというお話になるかと思えます。前回の協議会での定例会でも、私の報告を基に取りまとめたこんな案でいかがでしょうかということを文章化したところですが、お気づきの点、加筆修正のご意見ありましたらお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

【松本副議長】 第四の下のほうで「新たに著作権の制限規定を立法」等について、その下に「法改正につなげるための議論を深めていくというような取組みが有効なのではないか」と書いてあるのですが、都立がやるべきことなのかという話ですかね。都立がここまでやるか、あるいはほかの全公図とか、そうしたところに働きかけてもう少し大きな枠組みで進めていくかということも考えられると思うので、その書きぶり。誰が、主語がですかね。それをちょっと考えたほうがいいのかないかなと思いました。

【野末議長】 そうですね。34ページの上から3行目に「出版業界団体や関係省庁等への働きかけ」とか、その下に「都立ならでは」とか「だからこそ」という文言を入れているのですが、ここも事務局、館内からのコメントで、都立がというよりは全国公共図書館協議

会とか、ほかのところの枠組みにも関係するのではないかという意見がありました。

今、松本委員からもありましたとおり、都立が全部というふうに読まれるのは、ちょっとここは違うかもしれないので、都立はもちろん先導的な役割を果たすべき公共図書館の1つですけれども、具体的には全公図とか、そういうところの枠組をうまく使いながらとか、都立が全部やるのではないよ、むしろ必要な枠組をうまく使っていき、そこに連携していくというような書き方にしたほうが多分ここはいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。なかなかここは難しいところなのですよ。

もちろん全国の図書館の中でもリーダーシップを発揮するというのが都立の役割としてはあると思いますので、そこは失わないようにしつつも、実際には全国公共図書館協議会とかで枠組みがあるので、それを踏まえた上で取り組んでいくのがいいのではないかという、そこは少し加筆をしたほうがいいかなと思いますけれども。

松本先生もそういうご意見ですかね。

【松本副議長】　　そういう意見です。

【野末議長】　　よろしいでしょうか。ここは少し全公図等のコメントを、そういったところに働きかけていきながらというような書き方にして、何でもかんでも都立が背負うのではないよということで。もちろん現実的にも難しいですし、それもまた違うかなと思いますので。ありがとうございます。

いかがでしょうか。最後のところは、実はⅢ章に割とこういうふうにしたらいいのではないかという解決の方向みたいなものが少し交じっているんで、ここは少し総論っぽい書き方になっていますけれども、この協議会で出たご意見はなるべく取り入れていると思います。よろしいでしょうか。

一番最後のところは都立の立ち位置ということで、これは毎回多分この協議会でも出ている都道府県立図書館としてとか、首都の図書館としてとかということが書かれていると思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後の「おわりに」のところは、多分なければいけないかなというのが最初の素案でしたが、何らか我々として都立に期待しておりますということを、そのぐらいのメッセージを少し簡単に書き添えるぐらいでよろしいかなと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。

では、この後の進め方の確認ですけれども、今日いただいたご意見を反映させて、それから文言、表現を調整して、一旦素案という形で委員の皆さんにはなるべく早めにお送りいた

します。それを踏まえて、さらにその間に、もしさっきの事例であるとか、これも加えたほうがいいのではないかとあれば、事務局にお送りください。それも反映させて、素案を作成してご覧いただきます。ここは表現、文言レベルでお気づきの点があればお寄せいただいて、それを反映させたものをほぼ確定稿ということで、もう一度ご覧いただきます。

とても大きな問題が出てきたときには、そこについては、とても大きな修正ですね、仮に出てきた場合には、それについて別途扱いを検討しますが、基本的には今日いただいた内容レベルの話は今日のお話までとして、それを反映させた文言、表現を整えたものをお送りして確認いただいて、文言レベルで表現を調整していただいて、事前にご確認いただいております。2月末ぐらいまでにそこまで、1.5往復はやるということにしたいと思います。

これは議事録に書かないほうがいいのかもかもしれませんが、印刷の都合上とかいろいろなことがあります。2月末までには一応確定させることになります。

3月はその提言を都立にお戻しをするという会になりますので、「しゃんしゃん」という言葉は今あまり使わないのですが、3月の定例会は手交して、「よかったですね」ということになります。寂しいので、最終回、皆さんお時間をぜひ合わせてリアルな会場に来ていただけたらうれしく思います。

よろしいでしょうか。以上で議題の(1)とさせていただきます。ありがとうございます。

ありがとうございました。先生方にはお忙しい中で恐縮ですが、後日ご確認いただきたいと思っております。

では、議事の2番目「令和5年度東京都立図書館自己評価」についてでございます。これは事務局からご説明いただくことにしたいと思います。

先にスケジュール案に行きますか。この後のスケジュール。

【企画経営課長】 資料3の協議スケジュールにつきましては、第7回定例会を2025年3月に予定しております。第7回定例会では、提言の手交を行う予定でございます。日程調整につきましては委員の皆様へ別途ご連絡いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

【野末議長】 ありがとうございます。

では、議事の(2)に行きましょう。自己評価について、事務局からご説明をお願いいたします。資料4ですね。

【企画経営課長】 自己評価につきましては、資料4をご覧ください。

初めに「自己評価について」は、平成20年の図書館法改正により、「運営の状況に関する

る評価」が新たに規定されました。東京都立図書館自己評価は、第23期都立図書館協議会提言「都立図書館のサービスと図書館改革の評価について」（平成20年11月）を受けて始めたものであり、都立図書館事業の効果的な実施や、図書館の運営状況を評価する目的で実施しています。

「自己評価の方法について」ですが、図書館の活動結果を客観的に示す指標として、次の5つのカテゴリごとに活動状況を点検しています。新たな課題を発見した場合は通常業務の中で速やかに改善を図るとともに、重点的に対応が必要と認められた場合は翌年度の年次計画に反映し、進捗管理を行います。

5つのカテゴリは（1）来館型サービスに関する指標、（2）非来館型サービスに関する指標、（3）非来館型サービスのうちオンラインサービスに関する指標、（4）広報に関する指標、（5）利用者満足度に関する指標でございます。

3「結果の公表」としては、自己評価の結果については、都立図書館協議会の意見を付して公表いたします。

次に「令和5年度自己評価について」。

5年度の都立図書館の活動について、別紙の指標一覧のとおり「来館型サービス」「非来館型サービス」「非来館型サービスのうちオンラインサービス」「広報」のカテゴリ別に実施回数、利用者人数等を示すとともに、別途実施した各種調査の結果と併せて点検及び評価を行いました。

1「来館型サービスについて」。

両館とも、4年度は大規模改修工事とシステム再構築による休館や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための入館予約により、入館者数を制限しました。5年度は新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法上の5類感染症に変更となった5月8日に入館制限を終了し、グループ閲覧室等の利用を再開しました。中央図書館の入館制限は、在館上限人数600人だったのを終了し、座席数を916席から932席に増やしました。多摩図書館の入館制限は、在館上限人数175人だったのを終了し、座席数を従来の227席に戻しました。ようやく通常の開館日数、開館時間に戻って、各種来館サービスを行いました。

初めに「入館者数」ですが、中央図書館の年間入館者数は、4年度10万8,610人から5年度22万2,563人で、4年度の204.9%となりました。1日平均は、4年度387人から5年度681人となりました。多摩図書館の年間入館者数は、4年度4万7,

988人から5年度14万2,379人で、4年度の296.7%となりました。1日平均は、4年度181人から5年度435人となりました。

「レファレンス質問件数」ですが、口頭によるレファレンス件数は、中央図書館では4年度1万3,579件から5年度1万5,399件で、4年度の113.4%、多摩図書館では4年度5,706件から5年度1万839件と、4年度の190.0%となりました。

次に「オンラインデータベース利用状況」「電子書籍端末利用状況」です。

「オンラインデータベース利用状況」について、中央図書館では4年度6,299件から5年度9,601件で、4年度の152.4%、多摩図書館では4年度1,165件から5年度2,547件と、4年度の218.6%となりました。5年1月から開始したオンラインデータベース利用予約システムで、スタッフを介さずに利用可能となるなど、利用者にとってより利便性の高い環境となったことと、入館者数の増加が影響していると考えられます。

「電子書籍端末利用状況」について、中央図書館では4年度617件から5年度1,389件と、4年度の225.1%、多摩図書館では4年度258件から5年度353件と、4年度の136.8%となりました。5年度に館内のデジタルサイネージとウェブ上でDigital Book Shelf（都立図書館所蔵資料のヴァーチャル書架）を公開したため、電子書籍が利用者の目に触れる機会が増えたことが利用喚起の一因になったと考えられます。

次に「展示」ですが、中央図書館は5年度2回、1万5,469人となりました。

中央図書館では、8月から10月まで「本でたどるエジプト」を開催しました。また、中央図書館では毎年、東京文化財ウィークの特別公開事業に参加し、企画展示を実施しており、10月28日から「描かれた江戸城」を開催しました。

多摩図書館の数值は、5年度2回、2万3,879人となりました。7月から9月まで、「みなさんの選書を応援します」を開催しました。また、10月から12月まで、東京マガジンバンク企画展示「Music Magazine Fes.」を開催しました。

次に「講演会」ですが、中央図書館では、4年度1回102人から5年度1回162人で、4年度の158.8%となりました。5年度は「図書館の旅」をYouTubeライブ併用により開催しました。

多摩図書館では、4年度1回52人から5年度2回193人で、4年度の371.2%となりました。東京マガジンバンクカレッジ関連の講演会は、1つ目が「ワールドカップを楽

しもう！」で、113名が参加しました。会議ツールを活用したオンライン方式による『大学ゼミ×雑誌』成果発表会2024」を開催し、80人が参加しました。

次に「図書館見学ツアー」ですが、中央図書館では、4年度2回16人から5年度14回151人で、4年度の943.8%となりました。多摩図書館は、4年度3回26人から5年度5回56人で、4年度の215.4%となりました。

今後も引き続き企画展示をはじめとするイベントを実施していくとともに、レファレンスを中心としたサービスの充実に力を入れてまいります。

2「非来館型サービスについて」です。

「レファレンス質問件数」。電話等で受け付けたレファレンス質問件数は、総件数が4年度3万1,912件から5年度3万3,686件で、4年度の105.6%となりました。

区市町村立図書館等から都立図書館への質問件数は、4年度208件から5年度182件と、4年度の87.5%となりました。

政策立案支援サービスとして都職員から受け付けた質問件数は、4年度2,573件から5年度3,166件と、4年度の123.0%となりました。

学校支援サービスとして学校から受け付けた質問件数は、4年度18件から5年度26件と、4年度の144.4%となりました。

「資料提供」ですが、区市町村立図書館に対して貸し出した資料数は、4年度5万8,496冊から5年度6万682冊と、4年度の103.7%となりました。4年度は図書館情報システム更新により貸し出しできない期間が発生しましたが、5年度に元に戻ったと考えられます。

次に「郵送複写」ですが、一般の利用者への提供件数については、4年度476件から5年度448件と、4年度の94.1%となりました。また、都職員への提供枚数は、4年度6,265枚から5年度7,307枚と、4年度の116.6%となりました。

5年度は、非来館型の多くのサービスは利用増となりました。非来館型サービスのニーズは、今後より高まると思われます。今後もニーズに合ったサービスを検討し実施すると同時に、引き続き都立図書館サービスの周知を行ってまいります。

3「非来館型サービスのうちオンラインサービスについて」です。

「蔵書検索」「統合検索」について、蔵書検索データベースアクセス数は4年度の177.8%、検索回数は4年度の114.6%となりました。5年度に館内のデジタルサイネージとウェブ上でDigital Book Shelf（都立図書館所蔵資料のヴァーチャル

書架)を公開し、蔵書へのアクセスポイントを増やしたことで、蔵書検索データベースのアクセス件数も増加したと考えられます。

次に「ホームページ」です。

「トップページへのアクセス数」は4年度の108.1%となりました。また、5年3月に外国人にも分かりやすい、やさしい日本語版のホームページを公開し、5年度は2,939アクセスとなりました。

「登録利用者サービス利用人数」は、4年度8,329人から5年度9,042人と、4年度の108.6%となりました。

「TOKYOアーカイブ」のアクセス数に関しましては、4年度の116.7%となりました。なお、TOKYOアーカイブは4年に、日本のデジタルアーカイブを横断検索できるジャパンサーチとの連携を開始しました。6年1月から3月までのジャパンサーチからの流入数は1,189件となり、6年1月から3月までの全体のアクセス数16万4,366件の0.72%を占めました。

「学校支援ページ」につきましては、4年度2,941アクセスから5年度4,213アクセスと、4年度の143.3%となりました。

非来館型サービスのうちオンラインサービスは、全ての数値が増加しました。今後もコンテンツの充実により、さらなる利用増を図ってまいります。

4「広報について」です。

「館外で実施したイベント」として、都立図書館の認知度向上と利用促進のため、来場者が多く集まる館外でのイベントに都立図書館ブースを出展しています。5年度は23区で2回、イベントへの出展を行いました。アンケートに回答した来場者の新規認知者数の合計は210人で、その割合は23.8%となりました。

「メディア掲載件数」ですが、メディア掲載件数は4年度101件から5年度234件と、4年度の231.7%となりました。イベント件数が増加したためと考えられます。

「SNS」ですが、SNS利用状況及び発信回数は、Xの発信数が4年度468回から5年度593回と、4年度の126.7%となりました。Facebookの発信数は4年度293回から5年度566回と、4年度の193.2%で、記事を読んだ延べ人数を表すリーチ数も19万9,076人で、4年度の164.8%となりました。

今後も様々な資料やサービスについて、効果的なタイミングで発信していくことにより、図書館の認知度向上につなげてまいります。

次に5「利用者満足度について」ですが、「令和5年度 都立図書館利用実態・満足度調査」は、5年11月に実施しました。

「都立図書館に対する来館者の重要度、満足度」は、中央図書館、多摩図書館とも5点満点中4点台と、高い値を維持しています。

サービス別に見た場合、蔵書の質・量に対する満足度は、中央図書館、多摩図書館とも4点台で高い数値を維持しています。他のサービスに比べても蔵書の質・量に対する満足度は高く、来館者から都立図書館の蔵書が評価されていることが分かります。

レファレンスサービスについての満足度は、中央図書館、多摩図書館ともに4点台で、高い満足度を保っています。

「メールによるレファレンスの満足度」ですが、5点満点で4年度4.9点から5年度4.9点と、高い値となりました。

「行事・展示会に対する来場者の満足度」ですが、5点満点で4.4点と、前年度同様に高い値となりました。

「協力支援事業として実施する研修会、講演会等に対する満足度」ですが、5点満点で4.6点と、前年度同様に高い値となりました。

以上で説明を終わります。

【野末議長】 ありがとうございました。

それでは、先ほどありましたように協議会の意見を添えて公開ということですので、今ご説明いただきました自己評価についてご意見をいただければと思います。どんなところからでも、どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

【松本副議長】 3点ほどありまして、1点目は6ページのところで「都立図書館統合検索」の件です。実際検索すると、かなりインターフェースが使いづらいというか、分かりにくくなっているかなという気がします。

ほかの都道府県ではカーリルとかを使って、分かりやすいインターフェースになっていて、レスポンスも速いです。そういう意味では、昔から多分あまり変わっていないと思うのですが、検討されたらどうかなという気はいたしました。数値的には前年度とあまり変わらなかったということですが、1つ気になったということです。

2点目は、この評価が表のところには10月と書いてあるのですが、今1月です。1ページを見ますと「翌年度の年次計画に反映し」と書いてありますので、もう少し早めのほうがいいのかという気はいたします。

ほかの自治体では、年度途中で評価を既にやってしまう。つまり、年度途中で出てきた数値で当該年度の評価をして、それで次年度の予算とか計画に反映していくところもありますので、これだとどっちみち1年空いてしまうわけですね。それが一般的ではないと思うのですが、なるべく早めに評価されることも必要かなという気がしました。

それから、今回、全体的な数値としては、令和4年度からかなり上向いているという意味では非常によかったと思います。本当に皆さんのご尽力によるものだと思います。ただ、長期的に見たときには、例えば入館者とかレファレンスの件数とか、あるいは都内図書館へのレファレンス件数とか協力貸出の件数とか、そうしたものは20年とかそういうスパンで見るときには全体的に減少傾向が続いていると思います。

今後、新たな中央図書館も、という話が出ていると思うのですが、シュリンクしていく図書館が前提になってしまうというのもなかなか残念だなと思いますので、ぜひ新しい都道府県立図書館像、あるいは都立図書館像というのを打ち出して、いろいろなことをやっていただいて、どういったところに都民のニーズがあるのかというのを試行しながら進めていかれるといいのではないかと思います。

【野末議長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。どういう観点でも大丈夫だと思います。

私も今を受けて、最後の松本先生からのお話にもありましたけれども、数字としてはコロナが明けた影響もあって増加しているところはもちろんあると思うのですが、そうでなくても、それ以外のところも含めて、ふだんの都立の活動が丁寧に充実したものになっているので、よい数字が出ていると受け止めています。ただ一方で、松本先生がおっしゃったように、長期的に見たときにどうかということも大事なところだと思いますので、そこは踏まえていただければいいかなと思います。

というのは、ここに出ているのはいわゆるアウトプットの評価が中心ですので、要するにレファレンスの件数を増やせばいいのかとか、来館者数を増やせばいいのかとか、イベントの参加者を増やせばいいのかというわけでもない時代になってくるはずだと思います。つまり、いわゆるアウトカム、成果の部分の評価をどうするかということも考える時期にあるかなと思います。

したがって、ここから先は提案ですが、望ましいニーズをどうつかむかということと、今お話があった新しい都立像をつくり上げていって、都民の皆さんと共有していくということのために、評価はデータに基づいてやるべきだと思うので、いわゆる質的な評価の指標

もそろそろ本格的に取り入れていいのかなと。つまり実際の資料、レファレンスサービスを受けました、それによってこういう効果がありましたというケーススタディーのようなものであるとか、あるいは成果の評価、満足度以外の成果を測るような評価も考案してやっていっていいかなと思います。

幾らでもつくろうと思えばできるものなので、ただそれがニーズと離れてはいけないので、都立ならではのものをつくって行って、レファレンスサービスは例えば満足度ではなくて、課題解決したとかでもいいわけですよ。つまり成果のところを見ていくような、質を評価するように、少しずつそこも取り入れていっていただくといいかなという感想を持ちました。

ほかにかがででしょうか。細かいところを見て気づいたところを、後で意見でもいいですか。メールでお寄せする形でも大丈夫ですか。

【企画経営課長】 大丈夫です。

【野末議長】 それはそれで、こういう意見があったということで取り入れていただければいいと思いますので。

いかがでしょうか。まだ5分ほどありますので、この場で、口頭であればお伺いして、細かい数字もありますので、じっくりご覧いただいて気づくところもあるかもしれませんので、それは後ほどメールで意見としてお寄せいただいても大丈夫ということにしたいと思いますが、この場でいかがでしょうか。ほかの自治体に比べてもかなり丁寧に、時間をかけて自己評価しているのが都立のよいところだと思いますので、これをどう生かすか、あと時代に合わせてどう変えていくかというところがこれから求められるかなと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

時間の関係もありますので、もしよろしければじっくりご覧いただいて、感想でも構いませんし、意見でもご質問でもお寄せいただければ、その辺りを取りまとめて、協議会の意見として付して自己評価の結果を公開することになります。宿題を増やしたようになっておりますが、こちらは任意の宿題ですので。とはいえ、ぜひお読みいただいて一言、二言でも結構ですので、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

では、この後の予定について、事務局からご説明をお願いします。

【企画経営課長】 本日のご意見を事務局で整理しまして、議事録のご確認と併せて皆様に確認いただき、なるべく早い時点で公開したいと存じます。

【野末議長】 ありがとうございます。

そうしたら、どうしましょう。これについての意見があれば、期限を区切っておきましょ
うか。1週間ぐらい。

【企画経営課長】 そうですね。議事録の確認もございますので、早めにということで。

【野末議長】 では、すみません、先生方、1週間をめぐりご意見、ご感想をお寄せいた
だければと思います。よろしくお願いします。

では、本日の議事は以上となります。司会進行を事務局にお返しします。

【企画経営課長】 野末議長をはじめ、委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

この後、館長から。

【中央図書館長】 いろいろご議論ありがとうございます。

今のご提言の中にも今後の課題がいろいろございまして、既に報道等されているように、
この図書館の移転ということがおおむね報道のとおり、今のこどもの城の跡地に移転する
方向で議論しています。

ただ、時期的には、まだ議論が始まったところでございますので、かなり時間はかかって
しまうのかなど。あまり時間をかけてもあれですけれども、向こうのまちづくり構想をこれ
から考えていくということもあるので、かなりの時間がかかるかなど。時期だとかスケジュ
ール感については、また決まり次第ご報告させていただきたいと思っております。

今のご提言のご議論の中にもありましたように、せつかく新しい図書館をつくるという
ことになりますので、これからの在りようだとか、あとは当然技術の進歩に合わせてどうい
ったものがあるのか、あるいは法的な整備はどういったものがあるのかというのが今後い
ろいろ出てくると思います。

そういった中で、また引き続き先生方のご知見を本当にお借りして、いろいろ我々で検討
しなければいけない場面、場面が出てくるのかなと思いますので、引き続きご協力のほどよ
ろしくお願いいたします。

以上でございます。

【企画経営課長】 それでは、以上をもちまして第6回定例会を閉会とさせていただきます。
本日はありがとうございました。

午前11時59分閉会